

○古物営業関係事務取扱要綱の制定について

(平成20年8月18日岩生企第287号警察本部長)

〔沿革〕 平成24年7月岩生企第268号、26年3月岩生環第168号、28年3月岩監第79号、令和3年3月岩生環第70号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成20年8月18日から施行するので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、古物営業関係事務取扱要綱の制定について（平成10年3月19日付け岩生企第88号）は廃止する。

別添

古物営業関係事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）その他次に掲げる関係法令に基づく許可事務等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 古物営業法施行令（平成7年政令第326号）
- (2) 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号、以下「規則」という。）
- (3) 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号。以下「手数料条例」という。）

(事前相談)

第2 署長は、法第2条第2項に規定する古物営業を営もうとする者から、許可申請に伴う事前相談を受けたときは、古物営業の許可基準、許可申請の手続き及び必要な書類等について指導するとともに、古物営業許可事前相談簿（様式第1号）によりその経過を明らかにしなければならない。

(許可申請)

第3 署長は、古物営業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、法第5条第1項の規定により、古物商・古物市場主許可申請書（規則様式第1号）及び規則第1条の3に定める添付書類の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び必要な書類が添付されているか確認しなければならない。

(手数料の納付等)

第4 署長は、許可申請書等に不備がないと認めたときは、申請者に手数料条例第2条に定める手数料を岩手県収入証紙（以下「収入証紙」という。）により納付させなければならない。

2 納付された手数料については、会計年度ごとの収納状況を明らかにするため、手数料確認台帳（様式第2号）を備付け、収納した都度、記録しておかななければならない。

(許可の審査)

第5 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違及び法第4条の許可の基準への該当の有無について、市町村役場等の関係機関への照会等により審査しなければならない。

2 前項の審査は、古物営業（許可・変更・書換）審査書（様式第3号）により行うとともに、申請者の身上調査のための市町村長への照会については、前科調査照会書（様式第4号）を使用するものとする。

（許可証の交付等）

第6 署長は、審査の結果、許可をするときは、古物商の申請者には古物商許可証（規則様式第2号）を、また、古物市場主の申請者には古物市場主許可証（規則様式第3号。以下いずれも「許可証」という。）を交付し許可証等受領書（様式第5号）を徴収するとともに、許可に係る事項を警察庁情報管理システム（以下「古物システム」という。）に登録しなければならない。

（不許可の通知）

第7 署長は、審査の結果、法第4条の欠格事由に該当する場合は、古物営業不許可申請書類送付書（様式第6号）に申請書類を添付の上、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、送付された申請書類を審査し、許可しないことが適当と認めるときは、その理由を明らかにして公安委員会に上申しなければならない。

3 上申を受けた公安委員会が許可しないと決定したときは、生活安全企画課長は、不許可通知書（様式第7号）を古物営業関係書類送付書（様式第8号）により署長に送付するものとする。

4 署長は、送付された不許可通知書を申請者に交付し不許可通知書等受領書（様式第9号）を徴収しなければならない。

（許可証の再交付申請）

第8 署長は、規則第4条第2項に規定する主たる営業所又は古物市場（以下「主たる営業所等」という。）の所在地の警察署長として、許可証の再交付を受けようとする者（以下「再交付申請者」という。）から、法第5条第4項の規定により、再交付申請書（規則様式第4号）の提出を受けたときは、第3及び第4の規定を準用する事務の取扱いを行うものとする。

（許可証の再交付）

第9 署長は、提出された再交付申請書を審査し、許可証の亡失又は滅失の事実と相違がないと認めるときは、許可証を再交付申請者に交付し許可証等受領書を徴収するとともに、再交付に係る事項を古物システムに登録しなければならない。

（変更届出及び書換申請）

第10 署長は、規則第5条第3項又は同条第6項に規定する所轄警察署長として、古物商又は古物市場主から、法第7条第1項又は同条第2項の規定により、変更届出書（規則様式第5号）又は変更届出・書換申請書（規則様式第6号）、及び規則第5条第7項に定める添付書類の提出を受けたときは、第3及び第4の規定を準用する事務の取扱いを行うものとする。ただし、第4の規定は、変更届出事項が、許可証の記載事項に該当するときに限る。

2 許可証の書換えが必要となる変更の届出及び書換えの申請は、主たる営業所等の所在地の警察署長が受理することとする。

ただし、当該古物商及び古物市場主（以下「古物商等」という。）がその他の営業所等を有している場合の変更の届出は、その所在地の警察署長においても受理することができる。この場合において、許可証の書換えの申請は、主たる営業所等の所在地の警察署長が受理することとする。

3 許可証の書換えをする場合は、所要の記載事項欄に斜線を引くとともに、岩手県公安委員会の公印を押印して書換え事項を削除するものとする。

加えて、許可証（裏）の異動事項欄に「書換え（削除した事項に代わる新たな事項を記載）」の旨を、異動年月日欄に「変更事由が発生した年月日」を記載し、印欄に「岩手県公安委員会の

公印を押印」するものとする。

(ホームページ利用取引に係る閲覧等)

第11 生活安全企画課長は、法第5条第1項第6号に規定する営業の方法を用いる古物商については、法第8条の2第1項各号に掲げる事項(当該古物商の氏名又は名称、送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号及び許可証番号)を公安委員会のホームページに掲載するとともに、同事項に係る変更があった場合は、遅滞なく補正するものとする。

2 法第8条の2第1項各号に規定する事項(以下「URL等」という。)を変更したときの変更の届出を受理した署長は、当該届出時において、その古物商の営業所が原許可公安委員会の管轄する都道府県に所在しない場合は、生活安全企画課長を経由して、原許可公安委員会が管轄する都道府県警察本部に対し、URL等の変更の届出を受理した旨を連絡するものとする。

(変更等に係る審査等)

第12 署長は、提出された変更届出書類に基づき、事実との相違についての審査をしなければならない。

2 前項の審査については、第5第2項の規定を準用する。

3 古物商の営業所又は古物市場(以下「営業所等」という。)の名称及び所在地を変更しようとするときの変更の届出は、当該変更の日の3日前までに当該届出時における営業所等の所在地の警察署長が受理し、審査の結果、事実と相違ないと認めるときは、当該変更日の前日までに当該変更に係る情報を古物システムに登録するものとする。

4 営業所等の名称及び所在地以外の事項を変更したときの変更の届出は、当該変更の日から14日(届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、20日)以内に主たる営業所等の所在地の警察署長が受理し、審査の結果、事実と相違ないと認めるときは、当該変更に係る情報を古物システムに登録するものとする。

ただし、当該古物商等がその他の営業所等を有している場合は、その所在地の警察署長においても受理することができる。

(変更後の古物市場規約の提出)

第13 署長は、古物市場主から、規則第6条の規定により、管轄区域の古物市場に関する変更後の規約の提出を受けたときは、管轄する古物市場が主たる古物市場の場合は、これを整理保管するものとし、その他古物市場の場合は、生活安全企画課長を経由して、その主たる古物市場の所在地を管轄する都道府県警察に当該規約の原本を送付することとする。この場合において、当該規約を受理した署長はその写しを管理するものとする。

(許可証の返納)

第14 署の生活安全課長は、法第8条及び規則第7条の規定により、許可証の交付を受けた者等から返納理由書(規則様式第9号)に許可証を添付の上、許可証の返納を受けたときは、裁断等の方法により廃棄するとともに、返納に係る事項を古物システムに登録しなければならない。

(競り売りの届出)

第15 署長は、古物商から、法第10条第1項及び第3項の規定により、競り売り届出書(規則様式第10号及び第10号の2)の提出を受けたときは、取り扱う古物の特定及び参加者の特定等を指導しなければならない。

2 署長は、ホームページを利用しない競り売りの届出を受理した場合は、申請者等に対し、当該競り売りの責任の所在と帳簿の保管先の把握に努めなければならない。

3 署長は、競り売りの届出を受理した場合は、競り売りの日の前日までに当該競り売りに係る情報を古物システムに登録しなければならない。

(仮設店舗営業の届出)

第16 署長は、古物商から、法第14条第1項ただし書の規程により、仮設店舗営業届出書（規則様式第14号の2）の提出を受けたときは、申請者等に対し、当該仮設店舗営業の責任の所在と帳簿の保存先の把握に努めなければならない。

2 署長は、仮設店舗の届出を受理した場合は、当該仮設店舗において古物営業を営む日の前日までに当該仮設店舗営業に係る情報を古物システムに登録しなければならない。

(書類の管理)

第17 署長は、「主たる営業所等ファイル」「その他営業所等ファイル」及び「行政処分ファイル」を備え付けるものとする。

2 主たる営業所等ファイル及びその他営業所等ファイルには、古物商等に係る申請書等及び通知一覧に基づき古物システムから出力した当該古物商等に係る情報等を、許可ごと、受理順に編さんの上管理するものとする。

3 警察署の管轄区域内に営業所を有しない古物商から、競り売りの届出及び仮設店舗の営業の届出を受理したときの申請書等については、その他営業所等ファイルに編さんの上管理するものとする。

4 行政処分ファイルには、古物商等に対する行政処分に係る書類ごとに編さんの上管理するものとする。

(管理者の解任勧告)

第18 署長は、古物商が営業所ごとに又は古物市場主が古物市場ごとに選任した管理者について、法第13条第4項の規定により、管理者として不適当であると認めるときは、管理者解任勧告事由報告書（様式第10号）により、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告しなければならない。

2 報告を受けた生活安全部長が管理者の解任勧告を決定したときは、生活安全企画課長は、管理者解任勧告書（様式第11号）を古物営業関係書類送付書により署長に送付するものとする。

3 署長は、送付された管理者解任勧告書を古物商又は古物市場主に交付し不許可通知書等受領書を徴収しなければならない。

(差止め保管)

第19 法第21条の規定により、古物商に対して盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある古物の保管を命じるときは、保管命令書（様式第12号）を古物商に交付し不許可通知書等受領書を徴収しなければならない。

(古物競りあっせん業開始届出)

第20 署長は、法第10条の2第1項の規定により古物競りあっせん業を開始する届出があったときは、当該古物競りあっせん業者営業開始届出書の記載事項に不備がないこと、その他同項に規定する添付書類に不備がないことを確認して受理するとともに、古物競りあっせん業者台帳（様式第13号）に登載しなければならない。

(業務の実施方法の認定)

第21 署長は、古物競りあっせん業者から法第21条の5又は同第21条の6の規定による業務の実施方法に係る認定の申請を受理したときは、古物競りあっせん業者認定等申請書類送付書（様式第14号）により、当該認定申請書類を添付し、生活安全企画課長に進達するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項に規定する申請について、次の事項を調査するものとする。

(1) 申請者が規則第19条の5（第19条の12において準用する場合を含む）各号のいずれかに該当していないか。

(2) 認定申請書及び規則第19条の4第4項又は同第19条の11第4項に規定する書類が所定の事項を具備し、かつ、その内容が事実と相違ないか。

3 生活安全企画課長は、前項の調査の結果、業務の実施方法の認定をするときは、認定通知書(様式第15号)を作成し、署長に送付するとともに、官報により公示するものとする。

4 署長は、送付された認定通知書を認定申請者に交付し、許可証等受領書を徴するとともに、古物競りあっせん業者台帳に、認定を受けた業者(以下「認定古物競りあっせん業者」という。)である旨を記載するものとする。

(認定古物競りあっせん業者の変更等の届出)

第22 署長は、規則第19条の9又は同第19条の13の規定による変更の届出を受けたときは、第21第1項の規定を準用するものとする。

(不認定通知書の交付)

第23 生活安全企画課長は、前条の規定による申請について認定をしないときは、不認定通知書(様式第16号)を作成し、署長に送付するものとする。

2 署長は、送付された不認定通知書を認定申請者に交付し、不許可通知書等受領書を徴するものとする。

(古物競りあっせん業の廃止等の届出)

第24 署長は、法第10条の2第2項又は規則第19条の9若しくは同第19条の13の規定による廃止又は変更の届出を受けたときは、古物競りあっせん業者台帳を削除又は補正するものとする。

(盗品等に関する報告の要求)

第25 法第22条第3項の規定による盗品等に関する報告の要求は、古物商、古物市場主又は古物競りあっせん業者に対し報告要求書(様式第17号)を交付して行うものとする。

(盗品売買等防止団体に係る承認申請)

第26 署長は、規則第22条第1項の規定による承認申請書を受理したときは、盗品売買等防止団体承認申請書類等送付書(様式第18号)により、当該承認申請書類の正本を添付し、生活安全企画課長に進達するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項に規定する申請について、規則第23条に規定する適合基準を充足しているか調査するものとする。

3 生活安全企画課長は、前項の調査の結果、盗品売買等防止団体として承認するときは、承認通知書(様式第19号)を作成し、署長に送付するものとする。

当該承認団体については、盗品売買等防止団体台帳(様式第20号)に登載するとともに、官報により公示するものとする。

4 署長は、送付された承認通知書を承認申請者に交付し、許可証等受領書を徴するものとする。

(不承認通知書の交付)

第27 生活安全企画課長は、前条の規定による申請について承認をしないときは、不承認通知書(様式第21号)を作成し、署長に送付するものとする。

2 署長は、送付された不承認通知書を承認申請者に交付し、不許可通知書等受領書を徴するものとする。

(盗品売買等防止団体の変更等の届出)

第28 署長は、規則第25条第1項の規定による変更の届出を受けたときは、第26第1項の規定を準用するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項に規定する変更届について進達を受けたときは、変更年月日及び変更事項を官報により公示するとともに、盗品売買等防止団体台帳を補整するものとする。

(事業報告等)

第29 署長は、規則第26条第1項及び第2項の規定による回答業務に関する報告の提出を受けたときは、第26条第1項の規定を準用するものとする。

2 規則第26条第3項の規定による回答業務に関する報告又は資料の提出要求は、報告・資料要求書(様式第22号)を交付して行うものとする。

(回答業務の廃止届出)

第30 署長は、規則第28条第1項の規定による提出を受けたときは、第26条第1項の規定を準用するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項に規定する廃止届について進達を受けたときは、官報により公示するとともに、盗品売買等防止団体台帳を補整するものとする。

(指示)

第31 署長は、署員から古物営業法違反現認(確認)報告書(様式第23号)による報告を受け、法第23条の規定により、古物商又は古物市場主に対して指示をすることは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。)に定める弁明通知書による通知、弁明書の提出又は弁明調書の作成等の手続を経た後に、指示書(様式第24号)を交付して行わなければならない。

2 弁明通知書及び指示書を交付したときは、古物商又は古物市場主から不許可通知書等受領書を徴収しなければならない。

(行政処分の上申)

第32 署長は、法第6条の規定による許可の取消し、又は法第24条の規定による許可の取消し若しくは営業の停止の行政処分の必要があると認めるときは、供述調書、報告書その他証拠書類を添付の上、古物営業行政処分上申書(様式第25号)により、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、規則第19条の10第1項又は同第19条の14第1項の規定による認定の取消し、又は規則第29条の規定による承認の取消しの行政処分の必要があると認めるときは、古物営業行政処分上申書により、生活安全部長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

(公告)

第33 生活安全企画課長は、公安委員会が法第6条第2項に規定する営業所等の所在地及び許可を受けた者の所在(法人である場合においてはその役員の所在)を確知できないと認めたときは、官報により公告するものとする。

(聴聞)

第34 上申を受けた公安委員会が、法第25条又は行政手続法第13条第1項第1号に規定する聴聞を行う必要があると認めたときは、生活安全企画課長は、聴聞等規則に定める聴聞通知書を古物営業関係書類送付書により署長に送付するとともに、公示書(様式第26号)にて県警本部の掲示場に掲示しなければならない。

2 署長は、送付された聴聞通知書を被処分者に交付し、不許可通知書等受領書を徴収しなければならない。

(行政処分の決定等)

第35 生活安全企画課長は、公安委員会が行政処分を決定したときは、法第6条又は同第24条の規定による許可の取消しの決定があったときは許可取消処分通知書(様式第27号)を、規則第19条の10第1項又は同第19条の14第1項の規定による認定の取消しの決定があったときは認定取消通

知書（様式第28号）を、法第24条の規定による営業の停止の決定があったときは営業停止命令書（様式第29号）を、規則第29条の規定による承認の取消しがあったときは承認取消通知書（様式第30号）を、古物営業関係書類送付書により署長に送付しなければならない。

- 2 署長は、送付された許可取消処分通知書、認定取消通知書、営業停止命令書、又は承認取消通知書を当該被処分者に交付し、不許可通知書等受領書を徴収しなければならない。
- 3 許可取消処分通知書の交付に伴う許可証の返納については、第14の規定を準用する。
- 4 生活安全企画課長は、認定古物競りあっせん業者の認定、又は盗品売買等防止団体の承認が取り消されたときは、官報により公示するものとする。

（専決事項の報告）

第36 署長は、岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和39年岩手県警察本部訓令第12号）により専決事項を処理したときは、月毎に専決事項処理結果報告書（様式第31号）により、毎月5日までに生活安全企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

古物営業（許可・変更・書換）審査書

申 請 者	氏名又は名称
	住所又は居所
	営業所又は古物市場の名称
	営業所又は古物市場の所在地
納付手数料額	岩手県収入証紙 円
標準処理期間到達日	年 月 日
<p>1 届出書類の記載事項は事実と相違ないか</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 相違ない <input type="checkbox"/> 事実と異なる</p>	
<input type="checkbox"/> [許可] <input type="checkbox"/> 許可の種類 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 法人等の種別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住所又は居所 <input type="checkbox"/> 行商する者であるかどうかの別 <input type="checkbox"/> 主として取り扱おうとする古物の区分 <input type="checkbox"/> 代表者等の種別 <input type="checkbox"/> 代表者等の氏名 <input type="checkbox"/> 代表者等の生年月日 <input type="checkbox"/> 代表者等の住所 <input type="checkbox"/> 営業所・古物市場の形態 <input type="checkbox"/> 営業所・古物市場の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 営業所・古物市場の取り扱う古物の区分 <input type="checkbox"/> 管理者の氏名 <input type="checkbox"/> 管理者の生年月日 <input type="checkbox"/> 管理者の住所 <input type="checkbox"/> 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を用いるかどうかの別	<input type="checkbox"/> [営業者に関する変更] <input type="checkbox"/> 変更年月日 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 法人等の種別 <input type="checkbox"/> 住所又は居所 <input type="checkbox"/> 行商する者であるかどうかの別 <input type="checkbox"/> 主として取り扱う古物の区分 <input type="checkbox"/> [法人の代表者又は役員に関する変更] <input type="checkbox"/> 変更年月日 <input type="checkbox"/> 新旧の代表者等の種別 <input type="checkbox"/> 新旧の代表者等の氏名 <input type="checkbox"/> 新旧の代表者等の生年月日 <input type="checkbox"/> 新代表者等の住所 <input type="checkbox"/> [営業所又は古物市場に関する変更] <input type="checkbox"/> 変更・廃止する営業所又は古物市場の名称 <input type="checkbox"/> 変更年月日 <input type="checkbox"/> 営業所・古物市場の形態 <input type="checkbox"/> 営業所・古物市場の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 取り扱う古物の区分 <input type="checkbox"/> 新旧の管理者の氏名 <input type="checkbox"/> 新管理者の生年月日 <input type="checkbox"/> 新管理者の住所 <input type="checkbox"/> [営業の方法に関する変更] <input type="checkbox"/> 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を用いるかどうかの別 <input type="checkbox"/> 送信元識別符号

2 添付書類は具備されているか

具備されている

具備されていない

[個人]

- 最近5年間の略歴書
- 住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの）
- 人的欠格事由に該当しない旨の誓約書
- 市町村長の身分証明書
- 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（古物商又は古物市場主の相続人である未成年者で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに古物営業に係る営業所又は古物市場の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係る上記に掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る上記に掲げる書類））

[法人]

- 定款及び登記事項証明書
 - 役員に係る最近5年間の略歴書
 - 役員に係る住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの）
 - 役員に係る人的欠格事由に該当しない旨の誓約書
 - 役員に係る市町村長の身分証明書
- [管理者]
- 最近5年間の略歴書、住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの）
 - 市町村長の身分証明書
 - 人的欠格事由に該当しない旨の誓約書
- [古物市場主]
- 古物商の名簿を添付した古物市場ごとの規約

3 人的欠格事由に該当していないか

調査内容のいずれにも該当しない

調査内容のいずれかに該当する

[調査内容]

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第31条に規定する罪若しくは刑法第235条（窃盗罪）、第247条（背任罪）、第254条（遺失物横領の罪）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、盗品等保管、盗品等有償譲受け、又は有償の処分あつせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不良行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 法第24条第1項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 法第24条第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が1から8まで及び11のいずれにも該当しない場合を除く
- 10 法人で、その役員のうち1から8までのいずれかに該当する者があるもの
- 11 営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所）又は古物市場ごとに管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

4 その他参考事項

5 許否の意見

調 査 者

警察署 階級

氏名

第 年 月 日 号

市（区）町村長 殿

警察署長

印

前科調査照会書

本籍	
氏名	
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生

上記の者は、下記○印を付した法令の規定に基づき、許可等に際し、前科調査の必要がありますので、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、該当すると思われる者について調査・記入願います。

もし、本人が転籍している場合は、在籍地の市（区）町村長に転送願います。また、該当者がいないときは、その旨回答書に記入願います。

記

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条
- 2 質屋営業法第3条
- 3 古物営業法第4条
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法第5条
- 5 警備業法第3条
- 6 探偵業法第3条
- 7 その他（ ）

（注：根拠条文を必ず明記すること。）

警察署所在地

（担当 生活安全課 電話（ ） ⑩）

別紙

年 月 日

警察署長 殿

市（区）町村長

前科調査回答書

年 月 日付 生安第 号により照会のあった者に係る前科について、下記のとおり回答します。

記

- 1 該当者は見当たらない。
- 2 該当事項（前科）は見当たらない。
- 3 該当事項（前科）あり、次のとおり。

本 籍						
訂 正						
氏名、生年月日	年 月 日生					
訂 正						
前 科	言 渡	確 定	裁 判 所	罪 名	刑 名	恩赦、刑の執行 停止の有無等 刑終了の日
	年月日	年月日			刑 期 罰 金 額	

備考 本籍及び氏名、生年月日の欄は、照会署において記入すること。

許可証等受領書

年 月 日

岩手県公安委員会 殿

住 所

氏 名

次のとおり、○印をした許可証を受領しました。

記

- | | | | |
|---|---------------|---------|-------------|
| 1 | 古物商許可証（許可番号 | 号) | 1 通 |
| | ただし、 | 年 月 日付の | あて名義のもの |
| | ただし、 | 年 月 日付の | あて名義の再交付のもの |
| 2 | 古物市場主許可証（許可番号 | 号) | 1 通 |
| | ただし、 | 年 月 日付の | あて名義のもの |
| | ただし、 | 年 月 日付の | あて名義の再交付のもの |
| 3 | 認定通知書 | | |
| | ただし、 | 年 月 日付の | あて名義のもの |
| 4 | 承認通知書 | | |
| | ただし、 | 年 月 日付の | あて名義のもの |
| 5 | | | |
| | ただし、 | 年 月 日付の | あて名義のもの |

生活安全企画課長 殿

警察署長

古物営業不許可申請書類送付書

みだしのことについて、次のとおり申請書を受付け審査したが、不許可に該当するので送付する。

記

1 送付書類

- (1) 古物商・古物市場主許可申請書
- (2) 古物営業（許可・変更・書換）審査書

2 不許可に該当する理由

古物営業（許可・変更・書換）審査書記載のとおり、古物営業法第4条第 号に該当するた
め。

措置	受付	年 月 日	不許可の通知	年 月 日	本部扱	
	上申	年 月 日			署 扱	

不 許 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付で申請のあった古物営業の許可については、次の理由により許可をしないので、古物営業法（昭和24年法律第108号）第5条第3項の規定により通知します。

記

理由

年 月 日

岩手県公安委員会 印

- （教示）1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

警察署長 殿

生活安全企画課長

古物営業関係書類送付書

次のとおり、みだしの関係書類を添付の上、送付する。

記

送 付 書 類	<input type="checkbox"/> 不許可通知書	
	<input type="checkbox"/> 管理者解任勧告書	
	<input type="checkbox"/> 聴聞通知書	
	<input type="checkbox"/> 営業停止命令書	
	<input type="checkbox"/> 許可取消処分通知書	
	<input type="checkbox"/> 不認定通知書	
	<input type="checkbox"/> 認定取消通知書	
	<input type="checkbox"/> 不承認通知書	
	<input type="checkbox"/> 承認取消通知書	
	<input type="checkbox"/>	
ただし、	年 月 日付けの	あて名義のもの

不許可通知書等受領書

年 月 日

岩手県公安委員会 殿

住 所

氏 名

次のとおり、○印をした書類を受領しました。

記

- | | | | |
|----|-------------------------------------|-----|---------|
| 1 | 不許可通知書（岩公委発第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 2 | 管理者解任勧告書（岩公委発第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 3 | 保管命令書（岩公委発（ 生安）第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 4 | 弁明通知書（岩公委発（ 生安）第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 5 | 指示書（岩公委発（ 生安）第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 6 | 聴聞通知書（岩公委発第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 7 | 営業停止命令書（岩公委発第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 8 | 許可取消処分通知書（岩公委発第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 9 | 不認定通知書（岩公委発第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 10 | 認定取消通知書（岩公委発第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 11 | 不承認通知書（岩公委発第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 12 | 承認取消通知書（岩公委発第 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |
| 13 | （ 号）
ただし、 年 月 日付の | 1 通 | あて名義のもの |

生活安全部長 殿

警察署長

管理者解任勧告事由報告書

次の管理者は、その職務に関し法令の規定に違反したので、古物営業法第13条第4項の規定により解任勧告する必要があるから報告する。

古物 営業	許可の種類	
	氏名又は名称	
	住所又は居所	
管 理 者	営業所・古物市場の所在地	
	営業所・古物市場の名称	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
違 反 内 容		

岩公委発第 号

住所又は居所

氏名又は名称 殿

管理者解任勧告書

古物営業法第13条第4項の規定により、次の管理者の解任を勧告します。

記

1 解任勧告の管理者

営業所又は古物市場の所在地及び名称

管理者の氏名及び住所

2 解任勧告の理由

年 月 日

岩手県公安委員会 印

岩公委発（ 生安）第 号

保管命令書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

古物営業法第21条の規定により、次のとおり保管を命ずる。

記

1 保管すべき物品

2 保管すべき期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

年 月 日

警察署長 印

- (教示) 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号（第20関係）

古物競りあっせん業者台帳			
営業を示すものとして使用する名称（ふりがな）		受理警察署	作成者名
国内・国外の別	届出受理番号	届出年月日	
	第 号	年 月 日	
古物競りあっせん業者	氏名又は名称 住所又は居所 電話番号		
代表者等	役職 氏名 住所 生年月日		
事務所	名称（ふりがな） 所在地 電話番号		
競りの中止の命令 担当部署電話番号			
認定関係	認定年月日 認定番号		
連絡担当者	氏名（ふりがな） 住所又は居所 電話番号		
送信元識別符号			
異動事項	年 月 日	事 項	

生活安全企画課長 殿

警察署長

古物競りあっせん業者認定申請等書類送付書

みだしのことについて、次のとおり申請等の書類を受理したので送付する。

記

1 送付書類

- (1) 古物競りあっせん業者認定申請書
- (2) 外国古物競りあっせん業者認定申請書
- (3) 業務実施方法変更届出書（規則第19条の9第2項関係）
- (4) 業務実施方法変更届出書（規則第19条の13第1項関係）
- (5) 廃止・変更届出書（規則第19条の13第1項関係）

第 号

認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 様

代表者の氏名（法人の場合）

古物競りあっせん業者

年 月 日付けで申請のあった に係る業務の実施の方

外国古物競りあっせん業者

第21条の5第1項

法の認定については、古物営業法 の規定により認定したので通知します。

第21条の6第1項

営業を示すものとして

使 用 す る 名 称

年 月 日

岩 手 県 公 安 委 員 会

不 認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 様

古物競りあっせん業者
年 月 日付けで申請のあった に係る業務の実施の方
外国古物競りあっせん業者

法の認定については、次の理由により認定しないので通知します。

営業を示すものとして
使 用 す る 名 称

理由

年 月 日

岩 手 県 公 安 委 員 会

- (教示) 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

岩公委発第 号

報 告 要 求 書

住所又は居所

氏名又は名称 様

古物営業法第22条第3項の規定により、盗品等に関し、次のことについて報告を求めます。

報告を求める内容

報告の期限 年 月 日

年 月 日

岩手県公安委員会

生活安全企画課長 殿

警察署長

盗品売買等防止団体承認申請等書類送付書

みだしのことについて、次のとおり申請等の書類を受理したので送付する。

記

1 送付書類

- 盗品売買等防止団体承認申請書
- 変更届出書（規則第25条第1項関係）
- 廃止届出書（規則第28条第1項関係）
- 回答業務に関する事業計画書等（規則第26条第1項関係）
- 回答業務に関する事業報告書等（規則第26条第2項関係）
-

第 号

承認通知書

住所

名称 様

年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体に係る承認については、
古物営業法施行規則第23条の規定により認定したので通知します。

年 月 日

岩手県公安委員会

不 承 認 通 知 書

住 所

名 称 様

年 月 日付で申請のあった、盗品売買等防止団体に係る承認については、次の理由により承認しないので通知します。

理由

年 月 日

岩 手 県 公 安 委 員 会

- (教示) 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

岩公委発第 号

報 告 ・ 資 料 要 求 書

住 所

名 称 様

古物営業法施行規則第26条第3項の規定により、回答業務に関し、次のことについて報告、資料の提出を求めます。

報告を求める内容又は提出を求める資料

報告の期限 年 月 日

年 月 日

岩 手 県 公 安 委 員 会

年 月 日

警察署長 殿

警察署

官 職

氏 名



古物営業法違反現認（確認）報告書

違 反 者	営 業 種 別	1 古物商 2 古物市場主	
	許 可 関 係	番号	年 月 日
	営業所又は古物市場の名称		
	住所・氏名・生年月日 (法人にあっては代表者)		
違 反 内 容			
現 認 （ 確 認 ） 状 況			
適 用 法 条	古物営業法第 条第 項第 号		

岩公委発（ 生安）第 号 年 月 日 殿 岩手県公安委員会 印		
指 示 書		
古物営業法第23条の規定により、次のとおり指示する。		
記		
営業所 又は 古物市場	住所又は居所 氏名又は名称	
指示理由 (違反内容)		
指示の内容		
改善指定期日	月 日まで 警察署に結果報告すること。	

- (教示) 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

生安（岩生企）第 号
年 月 日

岩手県公安委員会 殿

警察署長

（生活安全企画課長）

古物営業行政処分上申書

被 上 申 者	氏名又は名称、年齢			
	住所又は居所			
	法人にあっては 代表者の氏名、年齢			
	同上 住所			
	管理者の氏名、年齢			
	管理者の住所			
	営業所・古物市場の 名称及び所在地			
	許可年月日	年 月 日	許可番号	
主として取り扱う古物				
行政処分を必要とする 理由		<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		

違 反 事 実	
適 用 法 条	古物営業法第 条第 項第 号 古物営業法施行規則 条第 項第 号
送致（見込み）年月日	年 月 日
署 長 意 見 (生活安全企画課長意見)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

公 示 書

年 月 日

岩手県公安委員会

印

次により聴聞を行うので、古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）第25条
第2項の規定に基づき公示する。

記

1 聴聞期日

2 聴聞場所

3 被聴聞者

住所又は居所

氏名又は名称

営業の種別

岩公委発第 号

年 月 日

許可取消処分通知書

住所又は居所

許可年月日

許可証番号

氏名又は名称 殿

岩手県公安委員会

印

古物営業法第6条又は第24条の規定に基づき、次の理由により古物営業の許可の取消
を決定したので通知します。

記

取消し理由

別紙

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

岩 公 委 発 第 号

認 定 取 消 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 様

古物競りあっせん業者

年 月 日付け第 号の認定通知書により通知している

外国古物競りあっせん業者

に係る業務の実施の方法の認定については、次の理由により取り消したので通知します。

営業を示すものとして
使 用 す る 名 称

理由

年 月 日

岩 手 県 公 安 委 員 会

別紙

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

岩 公 委 発 第 号

年 月 日

営 業 停 止 命 令 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

岩手県公安委員会

印

古物営業法第24条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命じます。

記

1 停止の範囲

2 停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

3 停止の理由

別紙

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

承認取消通知書

住 所

氏 名 様
(代表者氏名)

年 月 日付け第 号の承認通知書により通知している盗品売買等防止団体に係る承認については、次の理由により取り消したので通知します。

理由

年 月 日

岩 手 県 公 安 委 員 会

別紙

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

生安第 号

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

警察署長

専決事項処理結果報告書

岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和39年岩手県警察本部訓令第12号）に基づき、古物営業法等関係法令の専決事項を下記のとおり処理したので関係書類を添付の上、報告する。

記

処 理 し た 専 決 事 項 の 内 容	関係法令の条項
<input type="checkbox"/> 古物許可申請書の受理、許可及び許可証の交付	件 法第3条
<input type="checkbox"/> 古物許可申請書の受理、許可及び許可証の交付	件 法第5条第1項
<input type="checkbox"/> 古物許可申請書の受理及び不許可通知書の交付	件 法第5条第2項
<input type="checkbox"/> 許可証の再交付申請書の受理及び許可証の再交付	件 法第5条第3項
<input type="checkbox"/> 許可証の再交付申請書の受理及び許可証の再交付	件 法第5条第4項
<input type="checkbox"/> 許可証書換申請書の受理及び書換え	件 規則第4条第1項
<input type="checkbox"/> 許可証書換申請書の受理及び書換え	件 法第7条第1項
<input type="checkbox"/> 変更届出書の受理	件 法第7条第2項
<input type="checkbox"/> 変更届出書の受理	件 規則第5条
<input type="checkbox"/> 変更後の古物市場の規約の受理	件 法第7条第1項
<input type="checkbox"/> 変更後の古物市場の規約の受理	件 法第7条第2項
<input type="checkbox"/> 許可証の返納の受理	件 規則第6条
<input type="checkbox"/> 許可証の返納の受理	件 法第8条第1項
<input type="checkbox"/> 許可証の返納の受理	件 法第8条第3項
<input type="checkbox"/> 競り売り届出の受理	件 法第10条
<input type="checkbox"/> 競り売り届出の受理	件 法第23条
<input type="checkbox"/> 古物商又は古物市場主に対する指示	件 法第10条の2
<input type="checkbox"/> 古物競りあっせん業開始届出の受理	件 第1項
<input type="checkbox"/> 古物競りあっせん業廃止・変更届出の受理	件 法第10条の2
<input type="checkbox"/> 古物競りあっせん業廃止・変更届出の受理	件 第2項
<input type="checkbox"/>	件